

徳島市中小企業振興条例の構成（案）

項目	規定する事項	規定内容として想定される事項
前文	中小企業が本市経済において果たしている役割や重要性、市の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を示す。	<p>(中小企業の役割やその重要性)</p> <p>①中小企業は、市内企業の大多数を占めていること。 ②経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支え、地域社会の担い手として、本市の発展と市民生活の向上をもたらしてきたこと。</p> <hr/> <p>(中小企業を取り巻く状況等)</p> <p>①経済のグローバル化と企業間競争の激化、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、国内市場の縮小 ②中小企業が成長発展し、これからも本市の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが経営の革新や新たな事業の創出などの積極的な事業活動の展開や経営の安定化を図るとともに、意欲的で創造的な中小企業者の活動を支援する適切な中小企業振興策が講じられることが必要であること。</p> <hr/> <p>(条例制定の理由)</p> <p>①中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、社会が一体となって中小企業の振興に取り組むため、条例を制定すること。</p>
目的	条例制定の趣旨、条例により実現しようとする目的を示す。	①市の責務、中小企業者の努力、大企業者等の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する取り組みを総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とすること。
基本理念	条例全体にわたる中小企業振興の基本的な考え方を示す。	<p>①中小企業者の創意工夫が生かされること。 ②中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。 ③経済的社会的環境の変化への適応（経済的社会的環境の変化による影響で、事業活動に著しい支障が生じた場合に、経営の安定を図り、事業の転換を図ることなど）が円滑化されることにより、中小企業者の多様で活力ある成長発展が図られること。 ④中小企業の振興は、市、国、県、中小企業団体、大企業者、その他中小企業を支援する機関及び市民が連携して支援することを基本として推進されること。 ⑤地域経済循環の促進が図られること。</p>
市の責務	中小企業振興に関する市の責務を示す。市の役割を「責務」として、他の主体よりも強い位置づけにする。	<p>①基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、実施すること。 ②中小企業の振興に関する施策を策定、実施するに当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者の意見を反映するよう努めること。</p>

中小企業者等の努力	中小企業者の振興については、中小企業者自身の自主的な努力が前提であることを示す。	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的社会的環境の変化への即応のために、経営の革新、経営基盤の強化に自主的に取り組むよう努めること。 ②事業活動を行うに当たっては、域内における連携を重視するよう努めること。また、域内において生産され、製造され、又は加工された物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めること。 ③社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。 ④中小企業団体は、中小企業者とともに基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めること。
大企業者の役割	大企業は、地域社会や中小企業に対し影響力を有していることから、中小企業の役割や重要性を理解し、中小企業振興に協力するよう求める。	<ul style="list-style-type: none"> ①事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携・協力を努めること。 ②域内において生産され、製造され、又は加工された物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めること。
市民の理解・協力	市民に中小企業の役割や重要性、市が中小企業振興を進める意義について理解してもらうとともに、市内の中小企業者が供給する製品等の消費拡大などに協力を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ①中小企業が市民生活の向上及び地域社会の活性化に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めること。 ②消費者として、域内において生産され、製造され、又は加工された物品及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めること。
基本的施策（施策の基本方針）	理念に基づき、市が取り組む中小企業の振興施策の基本方針を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ①経営の革新及び創業の促進に関する施策を推進すること。 （例：製品の開発や生産、新たなサービスの開発や提供、創業支援施策など） ②経営基盤の強化に関する施策を推進すること。 （例：人材の育成及び確保、資金供給の円滑化、地域経済循環の促進、企業誘致、商店街振興、勤労者福祉の向上、市からの受注機会増大に関する施策など） ③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を推進すること。 （例：セーフティネット保証制度の対象となる企業の認証、経済変動対策資金による上乗せ融資など） ④中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
審議会等の設置	中小企業の振興に関し必要な事項を審議するための会議を設置することを示す。	<ul style="list-style-type: none"> ①中小企業の振興に関し必要な事項を審議させるため、中小企業振興対策委員会を設置すること。